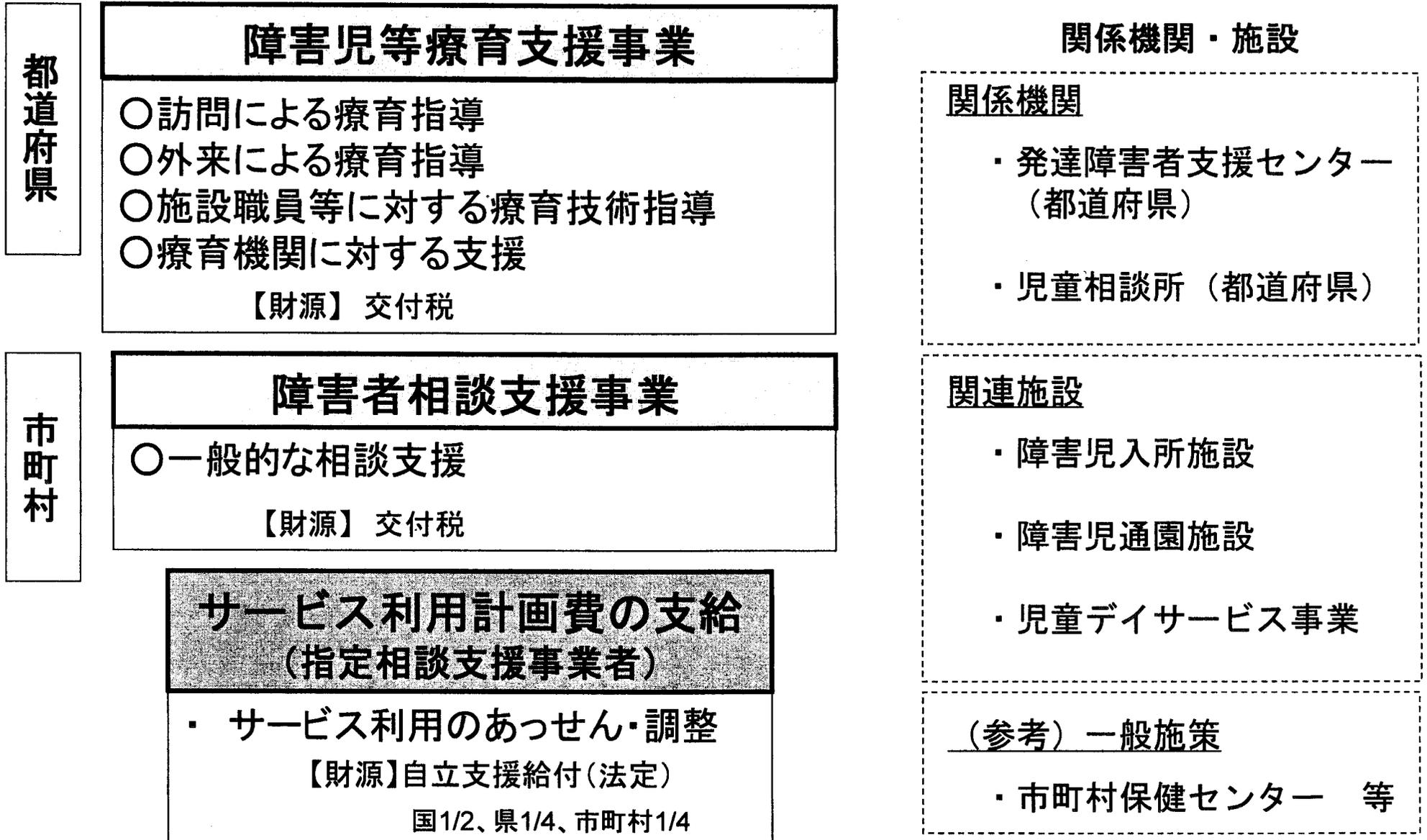


障害児の相談支援体制



※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者
(乳幼児期から学齢期、学齢期から就労への移行等、生活環境が大きく変わる場合も含まれる)

地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

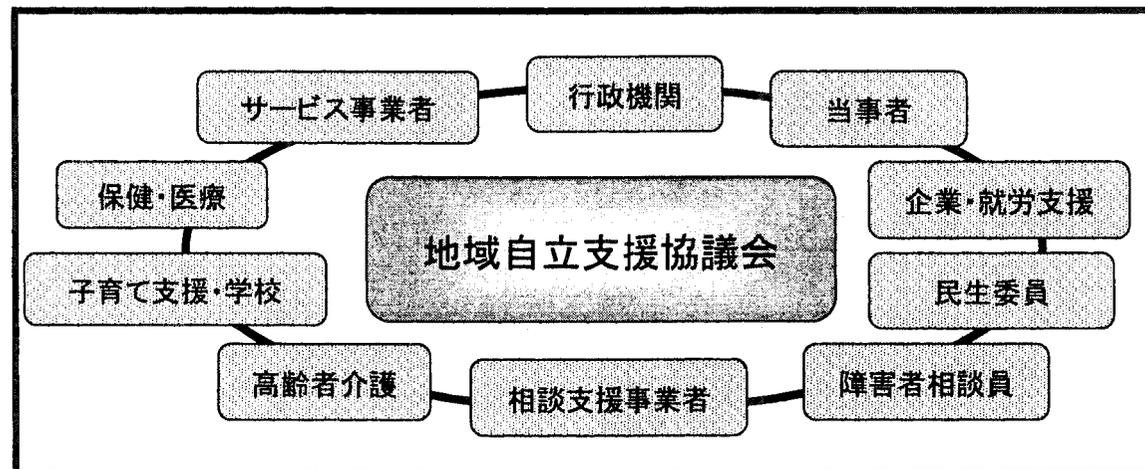
【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者に委託可）

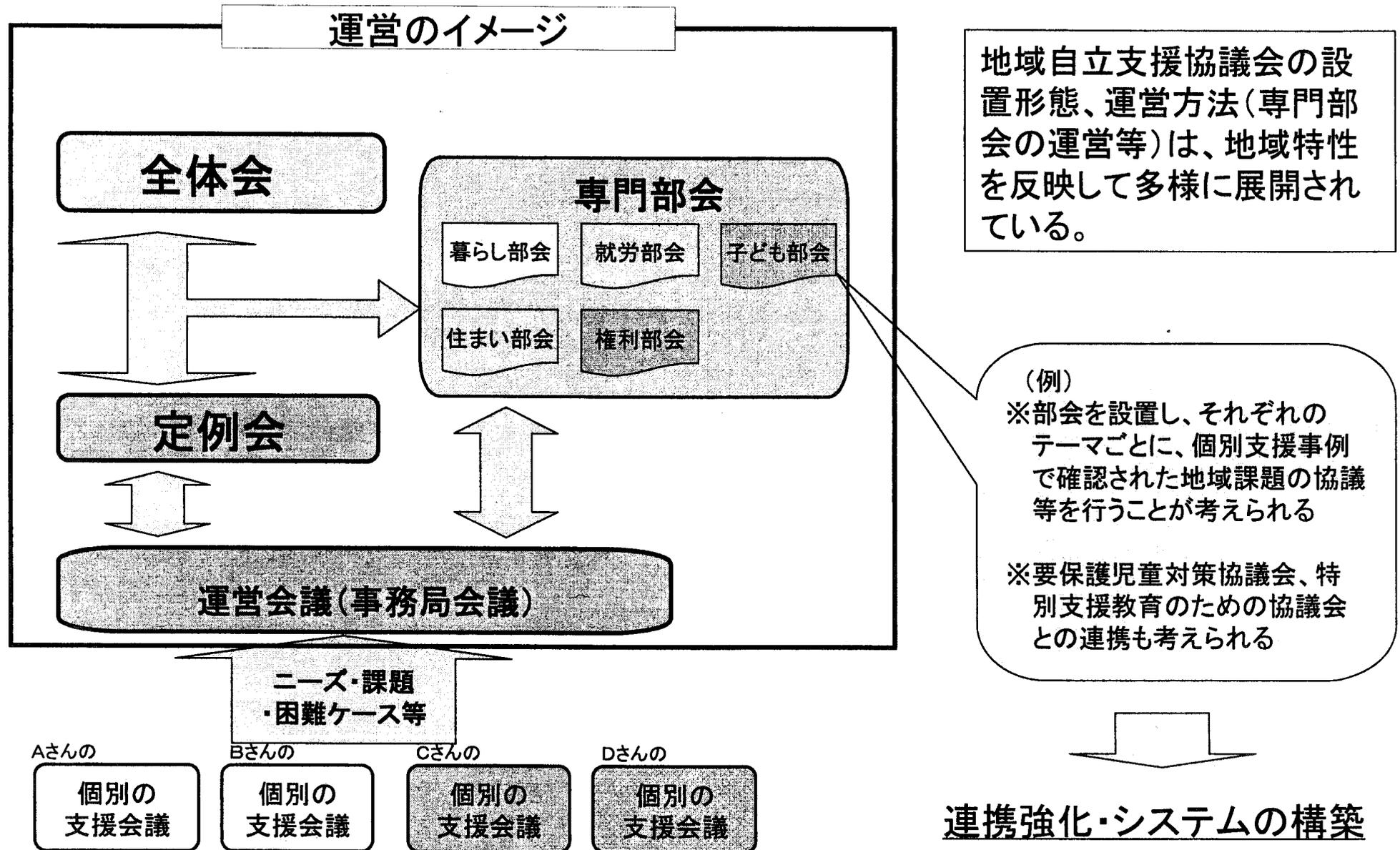
【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



障害者自立支援協議会の運営例



相談支援事業の実施状況について

1 市町村相談支援の実施状況 (19年4月1日現在)

○実施主体 市町村直営 25% 委託 58% 直営+委託 17%
(相談支援事業者への委託)

2 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 (20年5月20日現在)

45ヶ所/47都道府県 = 95.7%

3 地域自立支援協議会の設置箇所数 (19年12月1日現在)

904ヶ所/1,821市町村 = 49.6%

4 指定相談支援事業者数 (19年4月1日現在)

2,523事業者

5 サービス利用計画作成費の支給決定者数 (19年4月1日現在)

1,429人

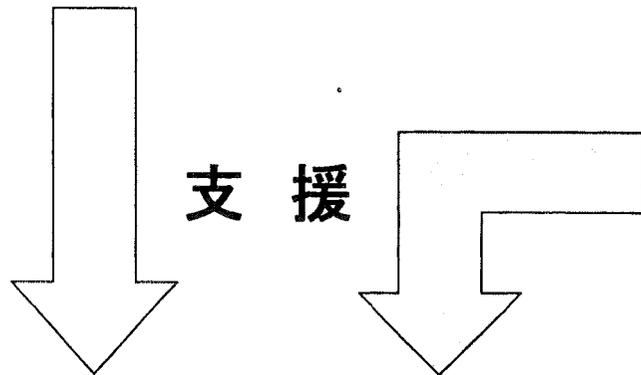
地域における相談支援のイメージ

発達障害者支援センター(都道府県)

児童相談所(都道府県)

障害児等療育支援事業
(都道府県・圏域ごと)

- 訪問による療育指導
- 外来による療育指導
- 施設職員等に対する療育技術指導
- 療育機関に対する支援



専門機関
(通園施設
・児童デイ等)

地域への新たな支援

療育支援

〔専門職が保育所等へ巡回し、本人(及び親、保育士等)を支援〕

一般の相談支援

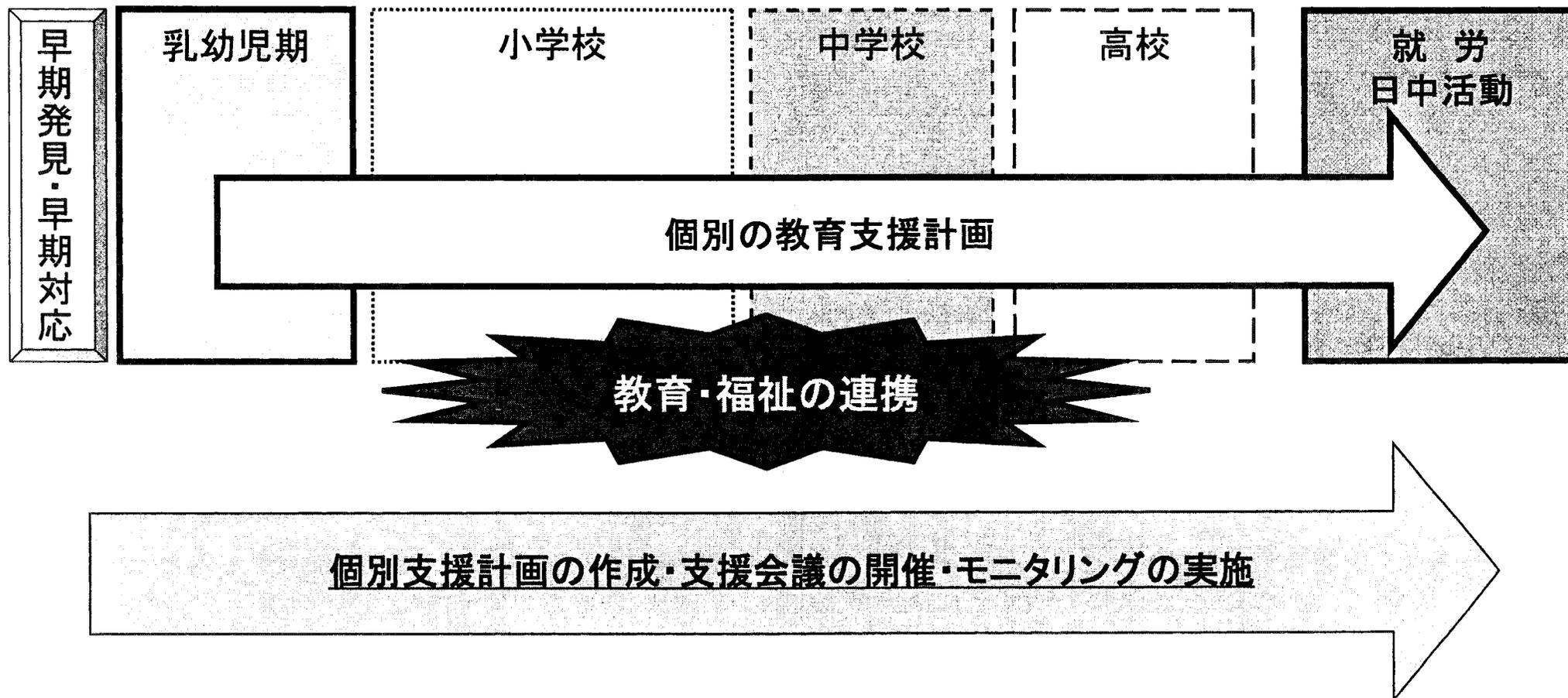
〔保育所等への巡回や、センターで、グレーゾーンを含む相談に対応〕

個別の相談支援

〔個別の支援計画づくりや、支援会議のコーディネートを行う〕

障害者相談支援事業
(市区町村ごと)

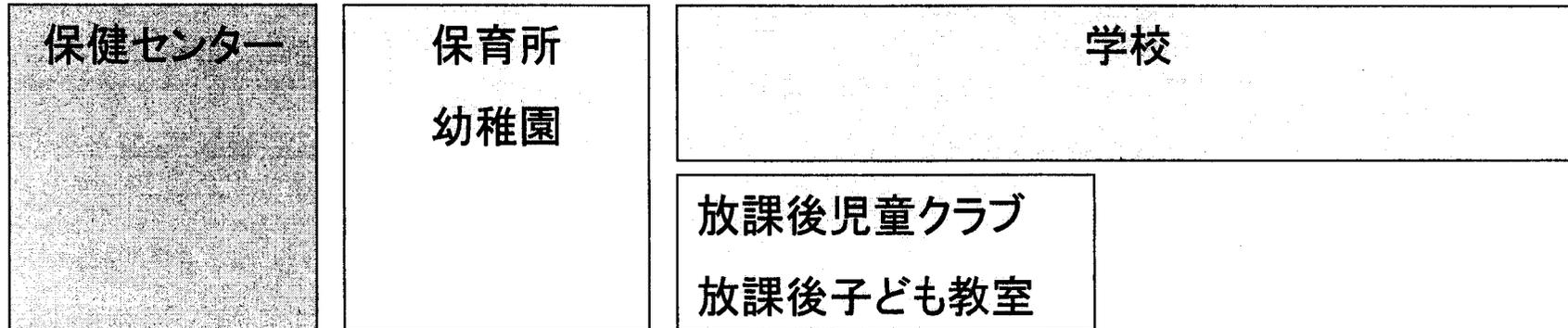
ライフステージに応じた相談支援



※個別の支援計画とは・・・支援が必要な者に対して、ライフステージを通じた一貫した支援が可能となるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画。

※個別の教育支援計画とは・・・障害があり特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育支援を行うことを目的として、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校(学級担任等)が中心となり作成するもの。

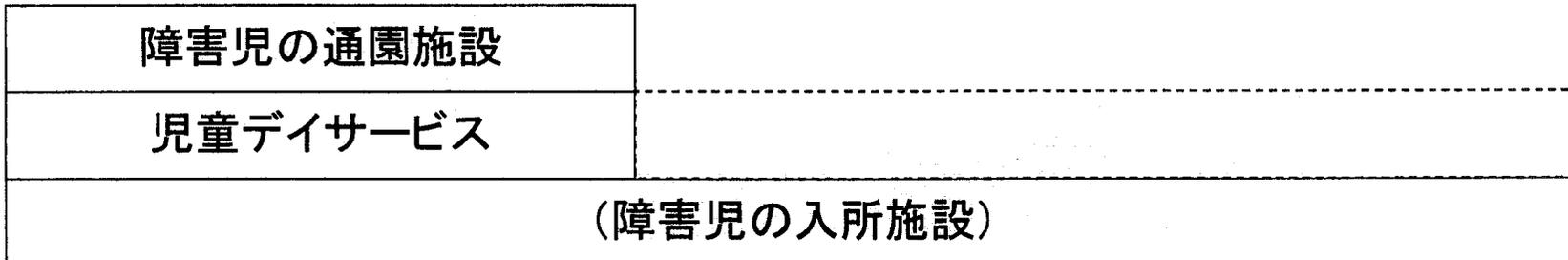
障害児の専門機関による支援のイメージ



専門機関が
出向いていく
ことにより、
敷居が低い
ところで支
援を受ける
ことができる。

専門機関が
出向いていく
ことにより、
一般施策に
おける受け
入れを促進
する。
並行通園
する児童を
増やしてい
く。

支 援



就労・地域における自立

短期入所

【利用者】

- 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、施設等への短期間の入所を必要とする身体・知的・精神障害者

- ① 障害程度区分1以上である者
- ② 障害児の場合は、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分に規定する区分1以上である者

【サービス内容等】

- 入浴、排せつ又は食事の介護等を提供。
- 利用者の障害程度区分に応じて報酬単価を設定。
- 医療機関で実施する短期入所については別に報酬単価を設定。

【人員配置】

- 短期入所の利用者を本体施設の数とみなした上で、本体施設に必要な人員を配置。
- 単独型事業所においては、生活支援員を必要数。

【報酬単価】

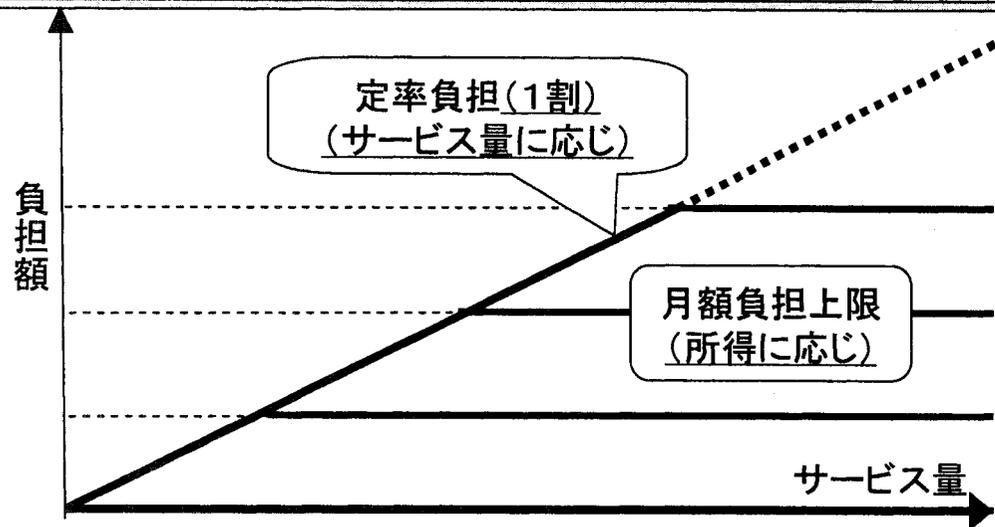
- 490単位(区分1及び2)～890単位(区分6)
 - ・ 重症心身障害児等については、2,400単位
 - ・ 遷延性意識障害者等については、1,400単位

【実施状況】

- 6,255か所 平成18年社会福祉施設等調査より
医療機関で実施している短期入所 59か所
(出典:独立行政法人福祉医療機構(WAMNET)データ調べ)

障害児のいる世帯の負担限度額

(居宅・通所サービスの場合)



- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、障害児の保護者の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護: 生活保護世帯

【施行時】

① <介護保険並び(原則)>

一般
37,200円
低所得2
24,600円
低所得1
15,000円
生活保護
0円

② <社会福祉法人軽減>

一般
37,200円
低所得2
12,300円
低所得1
7,500円
生活保護
0円

【19. 4. 1~】

③ <特別対策>

一般
37,200円
一般 (所得割16万円未満)
9,300円
低所得2(※)
6,150円
低所得1
3,750円
生活保護
0円

【20. 7. 1~】

④ <緊急措置>

一般
37,200円
一般 (所得割28万円未満)
4,600円
低所得2(※2)
3,000円
低所得1
1,500円
生活保護
0円

障害児入所施設の概要

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
知的障害児施設	児童福祉法42条	知的障害のある児童を入所させて、これを保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	254か所	9,808人
自閉症児施設	児童福祉法42条	自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設。	7か所	235人
盲児施設	児童福祉法43条の2	盲児(強度の弱視児を含む。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。)を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設。	10か所	137人
ろうあ児施設	児童福祉法43条の2	同上	13か所	165人
肢体不自由児施設	児童福祉法43条の3	肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	62か所	2,730人
肢体不自由児療護施設	児童福祉法43条の3	病院に收容することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なものを入所させる施設。	6か所	237人
重症心身障害児施設	児童福祉法43条の4	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設。	115か所	11,215人

〈社会福祉施設等調査報告(H18.10.1現在)〉